

令和８年度 令和８年度障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業 追加Q＆A集（R8.8現在）

メニュー		No.	質問事項	回答
共通	共通	1	交付申請様式の書き方が全体的によくわからない。	交付申請様式の一番左のシート「提出書類一覧」の様式作成順に則って、1シートずつ御作成ください。色付きのセルが手入力の必要なセルで、その他は自動計算となっております。 ※シートが多くて操作しづらい場合は、使用しないシートを非表示にして作業してください（シート名右クリック＋「非表示」を選択）。 申請の流れは次の通りです。 ①交付申請様式を作成 ②Logoフォームで交付申請様式及び添付書類を提出 ③郵送で交付申請様式（押印が必要な一部様式）、印鑑証明書を提出
		2	交付申請様式の提出書類一覧のうち、「別紙１－１」のシートが見つからない。	提出書類一覧に誤記載があり申し訳ございません。「別紙１－１」は存在しないため、提出不要です。 ※8月5日現在、障害者サービス情報に掲載している様式では、一覧より削除しております。
		3	交付申請様式の提出書類一覧のうち、「誓約書」の注意点に代表者印について記載されている。押印及び紙提出は必要か。	提出書類一覧に誤記載があり申し訳ございません。「誓約書」に押印箇所はないため、紙での提出は不要です。 ※8月5日現在、障害者サービス情報に掲載している様式では、当該記載を一覧より削除しております。
		4	1法人より複数事業所の申請を行う場合、申請は事業所ごとに行う必要があるか。	事業所ごとに申請をお願いいたします。印鑑証明書の提出は1通で結構です。
		5	今年度新規に開設する事業所は申請可能か。	・申請日時点で指定されていない場合 申請不可 ・申請日時点で指定されている場合 申請自体は可能ですが、本事業は事業所新規開設時の補助を目的としていないため、事業計画及び実績報告において導入成果を客観的・定量的に確認・分析できない場合は補助の対象となりません。
		6	補助条件「あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定しなければならない。」について、やむを得ない事情で相見積りをとることが出来ない場合は申請可能か。	申請可能です。既に購入してしまった、メーカー専売品で相見積もりをとれない等やむを得ない事情で相見積りをとることが出来ない場合は、見積書又は領収書の写しの余白等にその理由を記載してください。
		7	過年度に申請したことがあるが、申請可能か。	申請可能です。過年度の交付内容や職員数と照らした上で審査し、交付決定いたします。
		8	昨年度に購入したものは補助対象か。	補助事業の実施期間外であるため、補助対象外です。
		9	実績報告の際に、購入した機器等の写真を提出する必要があるか。	実績報告の際には、購入した機器等の写真（全種類・全台）を提出する必要がありますが、そのため、購入直後に機器の写真を撮影しておくことを推奨します。
ロボット	障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	10	交付要綱別記１の1(2)イ（イ）「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護機器（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）」はどのように確認できるか。	下記リンク先から確認できます。 https://robotcare.jp/productivity/priority-areas/ また、「ロボット介護機器開発・標準化事業」及び「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボットについても確認サイトを掲載します。 「ロボット介護機器開発・導入促進事業」 https://www.amed.go.jp/koubo/02/01/0201C_00001.html 「ロボット介護機器開発・標準化事業」 ※現時点で製品化されているものではありません。 https://www.amed.go.jp/koubo/02/01/0201C_00090.html
デジタル（システム）	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業	11	申請様式別紙1－2－3「デジタル事業計画書」の【申請に当たっての確認事項】の「都道府県等が行うICT導入に伴う研修会」とは何か。	東京都サービス情報に掲載している過年度の補助実績をご確認いただくことをもって、書面による研修会を受講されたものとみなしております。 URL: https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=105 （令和7年度実績はただいま準備作業中です。）
		12	ノートパソコンは申請可能か。	業務の一気通貫が実現できる福祉・介護業務支援システムをインストールの上、業務にのみ使用する等、要件をみたま場合は申請可能です。
		13	複数事業所で利用するソフトウェアを法人で一括契約する場合、申請可能か。	全体の事業費から対象経費でない経費（法人本部で使用する分、対象事業所でない分等）を除外し、各事業所ごとの経費を按分することでご申請いただけます。申請の際は、様式の備考欄又は別紙等で経費の考え方をお示しください。按分方法については、料金形態に応じ、申請者にてご判断願います。
		14	システムの利用料が従量課金制で、申請時点で全体の経費が不明の場合はどのように申請すれば良いか。	利用予定時間等をもとに見込額で申請してください。ただし、交付決定額が支払額の上限となりますので、見込額以上に経費が発生した場合は、変更交付申請にて超過分を含めた額で再度申請してください。